

◎新潟県告示第1269号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年12月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	17者	岩船榎清水3237番ほか191筆 30.5ha
関川村	11者	上関1144番ほか161筆 14.3ha
新発田市	7者	板山野付594番ほか545筆 45.4ha
阿賀野市	20者	野田諏訪野1024番ほか249筆 27.5ha
胎内市	9者	築地茨田4591番ほか112筆 19.6ha
聖籠町	102者	真野渡り下1827番ほか2,034筆 186.3ha
新潟市	114者	北区長戸呂縄内4464番ほか3,189筆 237.8ha
五泉市	3者	中川新宮ノ元631番ほか43筆 4.6ha
三条市	34者	井栗道田丙976番1ほか235筆 31.2ha
燕市	23者	勘新浦田1175番ほか265筆 34.6ha
田上町	1者	田上15番ほか12筆 0.8ha
長岡市	94者	高島町下島1682番ほか2,033筆 175.2ha
見附市	1者	杉澤町五十刈47番3ほか3筆 0.4ha
小千谷市	16者	千谷稲葉附甲1266番1ほか142筆 18.6ha
出雲崎町	2者	神条大ノ河内2036番ほか26筆 1.7ha
魚沼市	3者	七日市欠下905番2ほか13筆 1.8ha
十日町市	12者	沢田申甲205番ほか70筆 8.6ha
柏崎市	25者	田屋山田2672番ほか409筆 28.7ha
上越市	67者	稲1576番ほか1,039筆 137.0ha
糸魚川市	3者	上野5261番ほか4筆 0.7ha
佐渡市	10者	吾潟大手崎758番1ほか58筆 9.3ha
合 計	574者	10,854筆 1,014.5ha

2 申請年月日

平成29年11月24日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。